

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会

(ペルー産ぶどう（ウィテイス・ウィニフェラに限る。）の生果実の輸入解禁）の概要

日時：令和5年2月14日（火） 14：00～14：40

場所：オンライン

公述申込者：

三代 浩二 （農業・食品産業技術総合研究機構）

小野 仁 （東京植物検疫協会）

公聴会で述べられた意見の概要：

公述申込者2名から以下の意見が述べられ、いずれも植物防疫法施行規則の一部改正等に賛成であった。

意見①

- ・ ぶどう (*Vitis vinifera*) 生果実において、国際基準で策定されている低温処理の温度 (ISPM28, PT36：果実中心温度 1.0°C16 日間、2.0°C18 日間、3.0°C20 日間のいずれか) はチチュウカイミバエの発育ゼロ点 (卵 10.5°C、幼虫 9.8°C) を大きく下回る温度であり、基準日数を経過することで殺虫可能なこと及びミナミアメリカミバエについて、同処理で殺虫できることがペルー側提出データ等により科学的に証明されていることから、これら2種のミバエに対する基準に則した低温処理により 95%信頼水準で 99.9986%以上を殺虫できるとすることは妥当である。
- ・ 日本の植物防疫官も低温処理により同種ぶどう生果実における2種ミバエの寄生リスクが無視できるほど低いことを確認した。
- ・ ミバエ類は果実内に寄生し、果実の外観から寄生の有無、特に卵や若齢幼虫の確認がほぼ不可能であることから低温による殺虫処理は有効と考える。
- ・ 低温処理及び輸送は国際基準で策定されている要件 (ISPM42：植物検疫措置としての温度処理の利用の要件) を遵守した施設で行われ、ペルー側及び日本側の植物防疫官が低温処理及び処理後の検査を実施・確認し、ペルー植物検疫当局は植物検疫証明書を輸出用荷口に添付し荷口を封印する。これらの措置により低温処理後のミバエの再汚染を防ぐことができる。
- ・ 以上から、ペルー産ぶどう生果実について、提示された条件で輸入解禁してもチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエが国内に侵入する可能性は無視できると考えられ、植物防疫法施行規則の当該部分の改正に賛成する。

意見②

- ・ ペルーにおける殺虫処理の有効性が確認され、この処理を実施することを輸入の条件

とすればぶどうの生果実を経てチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエが我が国に侵入する可能性は無視できるほど低いとの結論に至っているのであれば、この輸入の条件に適合しているぶどうの生果実を輸入禁止植物から除く、という植物防疫法施行規則の改正は適切であると考えます。